



《会計・税務の知識》

公益法人等への寄附と税務

平成20年12月1日に、民間の公益活動の健全な発展を促進するための公益法人制度改革関連三法が施行されました。

公益社団法人、公益財団法人又は特定一般法人その他の外国法人をのぞき公益を目的とする事業を行う法人（以下、「公益法人等」といいます。）に対して、法人または個人が財産の寄附をおこなった場合には、一定限度内で税務上の優遇措置があります。

今回は、個人が公益法人等に寄附を行った場合の課税関係について説明します。

1. 個人の所得税に対する課税

個人が法人に対して譲渡所得等の起因となる資産の贈与又は遺贈（以下、「贈与等」といいます。）を行った場合には、原則としてその贈与等を行ったときにおける価額に相当する金額、つまり、「時価」により、その資産の譲渡があったものとみなし、その譲渡所得等について所得税が課税されます（所法59一）。

ところが、公益法人等に対する財産の贈与等で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものは、所得税法上、その贈与等はなかつたものとみなされます（措法40）。

一定の要件は、次のとおりです（措令25の17）。

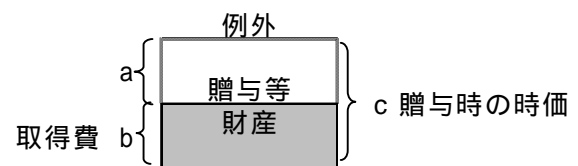
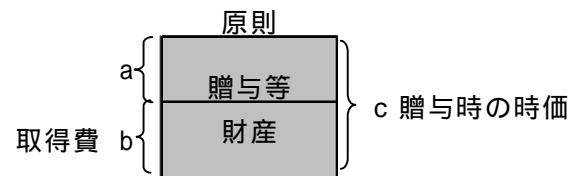
その贈与等が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること

その贈与等に係る財産又は代替資産が、その贈与等があった日から、原則として2年を経過するまでの期間内に、公益法人等の公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであること（ただし、期間内に公益法人等の公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として一定の事情があるときには、その贈与等があった日から国税庁長官が認める日までの期間内）

公益法人等に対して財産の贈与等をするにより、その贈与等をした者の所得に係る所得税の負担を不当に減少させ、又はその贈与等をした者の親族その他これらのものと特別の関係がある者の相続税若しくは贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること

った日から4か月以内（その期間が経過する日前に、その贈与があった日の属する年分の所得税の確定申告書の提出期限が到来する場合には、その提出期限まで）に、一定の申請書を国税庁長官に提出する必要があります（措令25の17）。この申告書には、贈与等により財産を取得する公益法人等の、事業の目的、その贈与等に係る財産の内容その他の財務省令で定める事項を確認したことを証する書類を添付します。

寄付者の税務 個人の場合



	特定寄付金の額	譲渡益
原則	cの金額（ ）	b<cのとき aの金額に所得税が課税される（所法59）。
例外	bの全額（ ） （措法40）	贈与等が、なかつたものとみなされ、その譲渡所得に係る所得税は非課税となる（措法40）。

なお、譲渡所得等の非課税の特例の適用を受けた場合の寄附金控除の対象となる特定寄附金の額は、その財産の取得費相当額となります（措法40）。

2. 承認の取消があった場合の個人に対する課税

一定の事実が生じたことにより、国税庁長官が、その非課税承認を取り消した場合には、贈与者（個人）或いは公益法人等に課税が生じます。贈与者（個人）への課税は、承認が取り消された時においてその贈与等があった時の時価による資産の譲渡があったものとみなし、その贈与等に係る譲渡所得等について所得税が課税されるとの取扱いです（措法40、措令25の17）。

以上

国税庁長官の承認を受けるには、その贈与等のあ